

見守り 新鮮情報

インターネット通販で、「初回300円、〇日間
解約保証」と表示されたダイエットサプリメント
を注文した。効果を感じられなかったので、解約
保証期間内に**解約を申し出る**と、「4カ月
以上の定期購入が条件の契約と
なっている

ので、解約には
4カ月後に連絡が必要」
と言われた。「〇日間
解約保証のはずだ」と
言うと、「その場合は
通常価格1万5千円
の**支払い**が必要」との
回答だった。そのような
規約はページのかなり
下部まで見ないと
分からなかった。

(60歳代 男性)

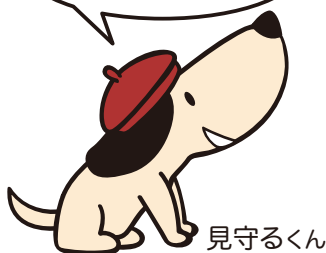


©Kurosaki/Gen

「解約保証」のはずが… 定期購入トラブルに注意

ひとこと助言

しっかり確認



見守るくん

- 商品を購入する際には、目立つように表示されている「初回 300 円」「初回実質 0 円(送料のみ)」といった価格等だけでなく、定期購入が条件となっていないか、定期購入の場合の継続期間や支払うことになる総額等、契約内容をよく確認しましょう。
- 継続期間が定められていない場合でも、解約に当たって「次回発送日の〇日前までに申し出が必要」のように申請期間に制限がある、通常価格を支払う必要がある等、条件が定められているケースがみられます。解約・返品可否や条件をしっかりと確認しましょう。
- 困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。